

議長

森 淳之介殿

発達障害者に対する今後の制度・施策についての要望書

ぽっかぽかの会 代表 浜野 芳美

亀山市みどり町 17-49

障害児(者)の問題を、関心・理解のある方と話しあう場を作りたくて3年前に発足したぽっかぽかの会です。

昨年末に、発達障害者支援法が成立し、4月1日に施行されましたことは、発達障害児を何人か抱える当会として、誠に喜ばしいことです。この出来上がった法案の理念を実現していただけますよう次の要望を上げさせていただきます。何卒速やかな実現を、よろしくお願い申し上げます。

(2)発達障害の早期発見・早期の発達支援・保育・教育・発達障害者の就労支援・地域での生活支援等、発達障害者支援法に基づく具体的施策について

1. 乳幼児期の健診・相談などで発達障害を早期に発見でき、スムーズかつ継続的にその子にあう適切な療育を受けられるように自治体レベルでの環境を整備していただきたいです。
2. 療育は幼児期が中心で、学齢期以降は受けられる場所も限られます。学齢期以降に障害が発見されることも多いので、年齢にあわせた療育がいつでも受けられるようにしていただきたい
3. 発達障害を持ち合わせる子どもが、個別に能力に合わせた学習をする場所として、亀山市内各学校に一つずつ通級教室を早急に作っていただきたい。また、個別の対応をしていただくために、教員も増員していただきたい

す。

4. 就労について、障害を理解してくれる企業も少なく、また就労した後もコミュニケーションの障害等で人間関係に問題を起こして安定した就労に結びつかないことも多いです、障害に応じた就労訓練を受けることができ、特性を生かした就職の斡旋が受けられるようにしてほしいです。また、自立する為の手助けである就労相談、親が亡くなった後にもそれまでとかわなく社会生活を続けていけるように、後見をしてくれる機関や相談場所が亀山市内にほしいです。
5. 自立を図り生きがいを高めることを目指す為の充実したサービス（創作活動・レクリエーションなど）を、当事者または家族の意見を取り入れながら、亀山市内に作っていただきたい。
6. 発達障害に関連する業務につくすべての人に、発達障害についての正しい知識をもって対応していただきたい。特に福祉・就労関連業務につかれる行政担当者、学校教育に携わる教育担当者には、発達障害について理解していただき、従来の規定にとらわれず柔軟に対応してほしい。
7. 精神科医・児童精神科医・小児科医・保健師等、相談を受ける立場にある専門職の方には、最新の発達障害に関する知識を持っていただき、保護者や本人から相談があったときに適切に対応していただけるようにして欲しいです。
8. 発達障害者が起こした事件等の報道で障害名が一人歩きし、障害者が障害であることを告げ理解や協力を求めることに躊躇する状況があります。一般に発達障害について正しい知識を持っていただき、発達障害者への理解を促していただく啓発活動などをお願いいたします。

以上